

即ち當局の經營その宜しきを得ざると共に政府或は本市等の不合理なる制府に依り、交通産業上に於ける百年の大計を遂行し得ざる結果にして、我々従業員の有擔すべき何等の理由を發見し得ないのである

我々は決して現在の場合待遇の向上改善を要求するものに非ずして、現在の待遇をこれ以上低下され改悪される、ことのない事を庶幾のみである。

今や國家社會の進運は諸種の社會政策的施設の實現を觀る、特に各都市に於て最も重大視されつゝあり、このときに際して労働加重、賃銀の低下等を制することは時代の進運に伴はざるものにして、延びては事業能率の減退を來すの恐れあり、宜しく速かにこれが根本的對策を講じて我等従業員の生活の安定を計り進んで帝都に於ける交通産業の根本的基礎の確立を爲し二百萬市民諸君便益を増進しなければならぬ

これ今回我等が茲に嘆願事項を提出する所以の理由である

要に我等は電氣局の經營に對して當局の考慮を煩はさんとするものである、これ偏に嘆願事項の核心に觸れんことを庶幾する所以である

一、電氣局の財政々策に對する一般的方法

一、政府に對し電氣事業の起債認可の積極的運動を起すこと

現在の東京市電は高電壓電線並に未成線の完竣軌道並に車輛の大幅的改善、大衆的生産工場施設並に發達所の建設等に對する強欲を爲しこれが根本的立止しを必要とする。

二、電力購入契約の改訂

現在使用しつゝある電力は餘りにも高價廉なものである、これら購入契約の改訂又は購入變更を爲すべきである

三、公納金の撤廢

從來電車經營より本市會計に道路使用料として公納金を支出したるも最近これが撤廢を見るに至るも電氣經營費自動車經營にこの弊害を存せしめつゝ、あり宜しくこれは即時撤廢すべきである

四、受託者負擔金を徴収して電車事業の補助を爲さしむること

交通機關の發達と共に都市は益々膨脹發展を爲しつゝ、あれ共その反面に均一賃制の市外電車事業は漸次往時

の行勢を辿りつゝ、あり飛車賃銀の値上をなす以外に收集の困難なる状態に到達するものである、飛車賃値上げを爲すことは現在の社會狀勢と公共事業の本質上非常に困難とする理由に遭遇する茲に於て市電電車は進運困難に陥るのである之が原因の遺は市外電車の發達延長に於て運輸利益を收得しつゝ、ある程度の地主並に家主等その受託者に依る土地並に家賃増徴を課し以て本市の収入となし電車事業に補助せしめなければならぬ、これ即ち受託者負擔金を徴収する理由である今日の如きは獨り憐むべし我々従業員がその行詰りを負担しつゝ、あるのである、天下とこれ以上の苛酷と矛盾はないのである

五、積債基金を本市會計に轉嫁すること

公共事業の積債基金を従業員が働く收益の中から負擔することは別項と同一なる理由に基き入る矛盾である、之は宜しく本市に於て爲すべき根本的性質を有するものである、宜しく本市會計に返上すべきである。

六、政府をして市營電氣事業に補助金を出さしむること

政府は今日私電氣會社の或るものには特定の補助金を與へてその事業の進運と土地開發を實してゐる然るに獨り公共事業の最大なる市營電氣事業に對して何等の補助を爲さず、又つて料金其他事業上の制府を加へ、壓迫下を呈してゐるが之最近は國營電線の異常なる發達あり爲めに東京市の電車事業の如きは莫大なる損失と打撃を受けてゐる今や我等の電車事業は一方に國營電線の脅威を受け一方に自動車バス等の發達に依る脅威を受けつゝ、あり而して其損失の負擔は獨り我々従業員である斯くの如き矛盾不合理を一掃する爲めに國庫の補助を必要とする

事故障害の場合に準じ賃務時間を給與せられたし

理由

自動車、荷馬車、荷車其他線路上を走るもの、ために電車の進行を阻害せられ又鐵道日曜祭日日曜休日其他電車電車の發達等による乗客の多量により到發地時間通過に適應せざる場合、車力を過剰すると雖、會場通過時間内に走行困難にして遂に發給時間より遅延する、此等現象を呈したるときは當然その賃務時間を給與せられたし

二、中休時分を百五十分と規定せられたし

從來の中休時間給與が賃務時間の如何と中休時分の多少により支給率を異にしたるもの、今回實施せられたる標準時間選擇にしては之を更にラッシュアワーの最困難なる選擇なりしものを一種困難ならしむるものにして到底現在までの中休給與法にては支へ得られざる處である、更に事業上の立場からすると中休給與時分を百五十分と規定することが必要であると信ずるこれ發項を提出する理由である。

四、附帶作業時分三十分を増加せられたし

従つて附帶作業時分として二十分食事時分として十分計三十分支給され居るも改正給與法實施以來餘額回數迅速にして交代時間以外に於ては切符の補充等を受し、俾り休憩中と雖も休憩することを得ず切符の補充、假上收入等の目的の廻る如き忙しきでほとんど小休する暇もない状態である故に我々は附帶作業時分として三十分を増加することを至當と考へ本條項を提出したる理由である

五、一交代に對し二分を支給せられたし

從來交代の場合は檢車員より命令を受け車内名刺を受領すると同時に給與時分のカード記入をなしたるも改正制度にては電車の發車と同時に於て給與時分のカードを記入するため其間約二分の損失を來し居れり命令に應じて乗車したる以上二分支給與さるべきものであると信じて本條項を提出したる理由である。

六、少年車掌に出入庫を爲さしめ出入庫手當を支給せられたし。

同一電車を檢査する以上同一責任を以て仕事に出ること

一、二重賃金制を固定給制に改められたし

理由

車庫、工場、軌道、電力等に於ける賃銀は請負制少増制等の二重給與方法に依るものである、かくて我等の最低生活を保持する收入がいつも甚だしく不安に曝されてゐるのみならず、遂に請負制度に依る賃銀の如きは收支不足の制度として、當局に於ても豫算執行上の上にも業績不足を來すと同時に絶へず單價問題の紛争が起る事を遺憾とするものであるが故に此種現收入を基本として固定給に改定すべきである

二、現在の収入を減せしめぬ繼せられたし

理由

我等の収入が近時逐々低減せられ現在に於ては、かなり我等が生活を脅かしつゝ、あり我等の應得する生活は之以上の収入後に耐へ得ざる實情にある従つて現在の収入を絕對に低減せしめぬ繼せられたし。

三、労働加重絕對反對

理由

車庫、工場、軌道、電力等に於て現在以上の労働量増加の強制は事業の性質上軌道電力に於ては直接事故増加を來たし、車庫工場に於ては又つて修理不完全を來たす出々奇問題である従つて労働加重の強制は絕對に避けられたし。

四、昇給率低下反對並に昇給規定を確立し制定せられたし

理由

近時非熟練者の昇給率が甚だしく低下停止を見る事は實に我等の耐へざる處にして延びては作業能率にも莫大の影響を與へる結果となる、かゝる意味に於て我等は昇給率低下停止に絕對反對すると同時にこれは現在の昇給制度が確立され居らぬ極めて重要な事を用ひ此の整理修繕の如き確定せる昇給規定の制定を望むものである。

昭和四年八月 日